



Uターン ◆ふるさと愛媛に戻って家業を継ごう！
Iターン ◆大好きな愛媛に戻ってお店を開こう！
Jターン ◆住みやすい愛媛でお店を開きたい！
腕を磨いて愛媛でお店を継ぎたい！

平成 27 年度 U | J ターン 促進 社会 実験 事業

- 愛媛県に帰郷・移住して、地域の生活にかかせない〔生活衛生関係営業〕の事業を承継または創業する方を応援します。

～最大100万円の事業承継等支援【定着支援金】～

- あなたの移住・承継・創業体験を、愛媛県の移住者による中小企業者の事業承継等の支援体制の構築に役立たせてもらいます。
- 廃業等を予定する生活衛生営業者の事業承継等をあっせん・紹介して、円滑な事業承継や新規創業・第二創業を支援します。
- 生活衛生同業組合の先輩営業者や愛媛県生活衛生営業指導センターの経営指導員が相談を継続し、経営指導や融資相談(日本政策金融公庫の低利融資等)を行います。

【補助金額】 定着支援金 100万円(上限)
対象経費 事業承継・新規創業に必要な店舗の礼金,家賃,不動産仲介手数料,初度備品,内外装経費等

【支給人員数】 10名

【対象者】

- ・平成27年度中に他の都道府県から愛媛県に帰郷又は移住する者
- ・現生活衛生営業者の事業を承継(生活圏内での事業承継を含む。)する者(U|Jターン者に事業を承継する者を含む。)又は生活衛生営業の事業所を新規に創業する者(事業承継を契機に既存事業を廃止し、新分野に挑戦する等の第二創業を行う場合を含む。)
- ・**愛媛県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合から推薦がある者**

【支給要件】

- ・5年以上事業を継続すること。(要件を満たさなくなった場合は補助金返還の義務あり)
- ・愛媛県生活衛生営業指導センターの経営指導員の経営・融資指導を継続して受けること。(組合加入継続)
- ・税金等の滞納がないこと。

【協力条件】

- ・移住者による事業承継等の課題や問題点を抽出するため、ご自身の移住体験や創業・事業承継体験等を報告して頂きます。

【申請受付期間】

- ・平成27年12月28日(月)(第1次)
- ・交付要綱の施行日(平成27年10月27日(火))以降に事業承継等を開始することが必要
※先着審査制のため事業が終了次第、受付を終了します。

【問合せ先】愛媛県保健福祉部薬務衛生課 環境衛生係(089-912-2390, 2394)

(E-mail) yakumueisei@pref.ehime.jp

(HP) <http://www.pref.ehime.jp/h25300/kankyoeisei/ijjyokusinn.html>

【推薦の問合せ先】公益財団法人愛媛県生活衛生営業指導センター(089-924-3305)